

## 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」

### 改正案に対する意見

染色加工工程における委託加工商品（布地）の運送において、発荷主は染色加工企業、着荷主は縫製業者等であり、染色加工企業と運送会社間で運送契約を締結している。しかしながら、委託加工商品納入先、数量、納入期日等の指定に関して、発着荷主とも権限がなく、染色加工企業に委託加工を発注し、かつ、委託加工商品の所有権を有する繊維商社・素材メーカー等の発注元が決められている。染色加工企業は、自らの判断ではなく、発注元の指図に基づき運送を手配している。

発注元と染色加工企業との間で締結する委託加工契約（製造委託取引に該当）における取引条件の中には、細かな運送条件や運送料金は決められていないことが多い。発注元から EDI 等による出荷指示を受けて翌日に運送を手配するのが主流となっている。一般的に運送料金は商習慣として委託加工料金の中に含まれており、付帯的な作業により追加料金が発生したとしても、委託加工契約にその負担に関する取り決めはない。

このため、染色加工企業を発荷主とする運送委託取引の適正化に向けては、繊維商社・素材メーカー等製造委託取引における発注元の協力が不可欠であり、取適法の規制対象である製造委託取引に係る契約において、発注元と染色加工企業の間で、料金負担も含め、運送に関する取引条件を明確化する等に向け、取適法上何らかの措置を検討していただきたい。

2026年4月8日

一般社団法人日本染色協会